

○鈴鹿市建築基準法施行細則

平成11年4月30日規則第29号

改正

平成12年2月24日規則第4号
平成12年3月28日規則第15号
平成12年6月1日規則第39号
平成12年12月25日規則第74号
平成13年3月21日規則第5号
平成16年2月2日規則第9号
平成17年2月1日規則第3号
平成18年2月6日規則第4号
平成18年9月29日規則第71号
平成19年3月9日規則第16号
平成19年6月14日規則第49号
平成20年5月7日規則第40号
平成20年12月26日規則第80号
平成22年3月25日規則第12号
平成23年3月16日規則第9号
平成24年9月28日規則第61号
平成24年12月20日規則第71号
平成27年5月29日規則第45号

鈴鹿市建築基準法施行細則

鈴鹿市建築基準法施行細則（平成8年鈴鹿市規則第3号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第14条）
- 第2章 報告（第15条—第19条）
- 第3章 防火、設備及び構造（第20条—第22条）
- 第4章 道路（第23条—第25条）
- 第5章 許可、認定等（第26条—第30条）
- 第6章 地区計画（第31条）
- 第7章 閲覧等（第32条・第33条）
- 第8章 補則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び三重県建築基準条例（昭和46年三重県条例第35号。以下「県条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（確認申請書に添付する図書）

第2条 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）の正本及び副本には、省令に定めるもののほか、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

- （1）建築物の敷地に接する道路面と建築物の敷地の地盤面とに著しく高低差がある場合は、道路と敷地との高さの関係を示す形状断面図
- （2）高さが2メートルを超えるがけに接する敷地に建築物を建築する場合にあっては、がけの上端及び下端から当該建築物までの水平距離、がけの形状及び土質を示す断面図
- （3）工場又は危険物の貯蔵所若しくは処理場にあつては、工場・危険物調書（第1号様式）

- (4) 法第51条ただし書後段又は法第86条の7第1項に規定する建築物に係る確認申請書の場合にあつては、基準時調書(第2号様式)
- (5) し尿浄化槽を設置する場合にあつては、浄化槽調書(第3号様式)を4部
- 2 省令第1条の3第1項の表1の(い)項及び第4項の表1の(6)項、省令第2条の2第1項の表並びに省令第3条第1項の表1及び第2項の表に規定する付近見取図は、都市計画施設の記入してある縮尺2,500分の1の図面とする。

第3条及び第4条 削除

(地盤調査の報告)

第5条 工事監理者は、高さが10メートル又は延べ面積が500平方メートルを超える建築物で、建築主事が必要と認めて指示した場合は、地盤調査の結果を地盤調査報告書(第4号様式)により、建築主事に報告しなければならない。

- 2 工事監理者は、前項に定めるもののほか、建築物の工事のために地盤調査を行ったときは、その結果を建築主事に報告するものとする。

(工事監理者又は工事施工者の選定)

第6条 建築主は、法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定めたとき又は当該工事の工事施工者を定めたときは、確認申請書又は当該確認を受けた計画の変更(以下「計画の変更」という。)の申請書に記載しなければならない。ただし、法第6条第1項の規定による確認の申請時又は計画の変更の申請時まで特別に事由により工事監理者又は工事施工者を定めることができない場合は、当該建築物の工事着手前に工事監理者又は工事施工者を定め、その旨を工事監理者・工事施工者選定届(第5号様式)により市長に届け出なければならない。

(取下げ届及び取りやめ届)

第7条 建築主、築造主又は申請者(以下「申請者等」という。)は、法に基づく確認又は許可等の申請を行った際、その処分があるまでに当該申請書を取り下げようとする場合は、速やかにその旨を取下げ届(第6号様式)により、建築主事又は市長に届け出なければならない。

- 2 申請者等は、法に基づく確認又は許可等を受けた当該確認又は許可等に係る工事を取りやめた場合は、速やかにその旨を取りやめ届(第7号様式)により、建築主事又は市長に届け出なければならない。

(記載事項等の変更)

第8条 申請者等は、法に基づく確認又は許可等を受けた当該確認又は許可等に係る工事が完了する前に、申請者等、代理者、工事監理者又は工事施工者の住所、氏名、名称等を変更したときは、その旨を記載事項変更届(第8号様式)に法に基づく確認済証又は許可等の通知書の写しその他必要な図書を添えて、建築主事又は市長に届け出なければならない。

(中間検査申請書に添付する書類)

第8条の2 省令第4条の8第1項第5号の規定により規則で定める書類は、中間検査の申請に関する工事監理報告書(第8号様式の2)その他市長が必要と認める書類とする。

(安全計画書及び工事計画書)

第9条 省令第4条の16に規定する安全計画書並びに省令第11条の2に規定する安全計画書及び工事計画書は、安全計画書・工事計画書(第9号様式)とする。

- 2 前項に規定する計画書には、工事工程表を添えなければならない。

(国、都道府県又は建築主事を置く市町村に対する準用)

第10条 国、都道府県若しくは建築主事を置く市町村の長又はこれらの委任を受けた者が、法第18条第2項の規定により行う計画の通知については、第2条及び第6条から前条までの規定を準用する。

第11条 削除

(手数料の減免)

第12条 鈴鹿市手数料条例(平成12年鈴鹿市条例第17号)第6条第3項第1号の規定により法に係る手数料を減免することができる官公署は、鈴鹿市長が申請者の場合に限るものとする。

- 2 鈴鹿市手数料条例第6条第4項又は第5項の規定により手数料の額の減額又は免除を受けようとする者は、手数料減免申請書(第10号様式)に被害を受けたことを証するものを添えて市長に提出しなければならない。

第13条 削除

(公告の方法)

第14条 省令第4条の17の規定による公告の方法は、次の各号に掲げる事項を市役所の掲示板及び都市整備部建築指導課内に掲示することによって行うものとする。

(1) 違反建築物の所在地及び規模

(2) 法第9条第1項又は第10項(建築監視員が命令した場合を含む。)の規定による命令を受けた者の氏名又は名称及び代表者の氏名

(3) 前号の命令の内容

2 省令第10条の4の6及び省令第10条の20の規定による公告の方法は、市役所の掲示板及び都市整備部建築指導課内に掲示することによって行うものとする。

第2章 報告

(建築物の指定及び定期報告)

第15条 法第12条第1項の規定により市長が指定する建築物は、別表第1(い)欄の各項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が同表(ろ)欄の当該各項に掲げる規模又は階のものとする。

2 省令第5条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、別表第1(は)欄の当該各項に掲げるとおりとする。

3 省令第5条第3項の規定による報告書は、報告の日の前3か月以内に調査し、作成したものでなければならない。

4 省令第5条第4項の規定により市長が定める書類は、付近見取図とする。

5 省令第6条の3第5項第2号の規定により市長が定める期間は、同条第2項第7号の書類の受付の日から起算して10年とする。

第16条 削除

(昇降機等の指定及び定期報告)

第17条 法第12条第3項の規定により市長が指定する昇降機及び工作物(以下この条において「昇降機等」という。)は、次に掲げるものとする。ただし、一戸建て等の個人住宅に設置されたものを除く。

(1) エレベーター(一般交通の用に供するもの及び労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第5号までに掲げる事業の用に供する建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料若しくは製品等の運搬の用途に供するもの又は専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用途に供するもの(専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運搬のため乗り込むものを含む。))で積載荷重が1トン以上のものを除く。)

(2) エスカレーター(一般交通の用に供するものを除く。)

(3) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

(4) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

2 省令第6条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、毎年、当該昇降機等の設置者又は建造主が、法第7条第5項(法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。))又は法第7条の2第5項(法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。))の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に相当する月の前1か月間とする。

3 省令第6条第3項の規定による報告書は、報告の日の前3か月以内に検査し、作成したものでなければならない。

4 省令第6条の3第5項第2号の規定により市長が定める期間は、同条第2項第8号の書類の受付の日から起算して10年とする。

(昇降機以外の建築設備の指定及び定期報告)

第18条 法第12条第3項の規定により市長が指定する昇降機以外の建築設備は、別表第1(い)欄の各項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が同表(ろ)欄の当該各項に掲げる規模又は階に該当する建築物に設ける換気設備(自然換気設備及び共同住宅における住戸内に設置する換気設備を除く。)、排煙設備(自然排煙設備を除く。))及び非常用の照明装置とする。

2 省令第6条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、別表第1(に)欄に掲げるとおりとする。ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、法第7条第5項又は第7条の2第5

項の規定による検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日の属する年度までのいずれかの年度の5月1日から10月31日までとし、その後においては、前回の報告を行った日の翌日から起算して3年を経過する日の属する年度の5月1日から10月31日までとする。

3 省令第6条第3項の規定による報告書は、報告の日の前3か月以内に検査し、作成したものでなければならない。

4 省令第6条第4項の規定により市長が定める書類は、付近見取図及び各階平面図（建築設備の位置を明示したもの）とする。

5 省令第6条の3第5項第2号の規定により市長が定める期間は、同条第2項第8号の書類の受付の日から起算して10年とする。

（建築物の状況及び工事計画並びに施工状況の報告）

第19条 市長、建築主事又は建築監視員により、法第12条第5項の規定による建築物に関する事項について報告を求められた者は、建築物等状況報告書（第15号様式）の正本及び副本に、市長、建築主事又は建築監視員が必要と認めた図書を添えて行わなければならない。

第3章 防火、設備及び構造

（延焼防止上支障がないことの認定申請）

第20条 政令第115条の2第1項第4号ただし書又は政令第129条の2の3第1項第2号の規定による認定を受けようとする者は、延焼防止上支障がないことの認定申請書（第16号様式）の正本及び副本に、次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

（1）省令第1条の3第1項の表1の（い）項に規定する付近見取図、配置図及び各階平面図並びに同項（ろ）項に規定する2面以上の立面図及び断面図

（2）申請に係る建築物の縮尺並びに材料の種別及び寸法を明示した外壁及び軒裏の構造図

2 市長は、前項の申請を認定したときは、申請者に認定した旨を通知書（第16号様式の2）により通知するものとする。

（し尿浄化槽）

第21条 政令第32条第1項の規定によりし尿浄化槽を設ける区域のうち市長が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、鈴鹿市全域（下水道法第4条第1項の規定に基づき定めた事業計画の区域を除く。）とする。

2 法第31条第2項の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるし尿浄化槽を設ける場合にあっては、浄化槽個別・一般構造承認申請書（第3号様式の2）に次に掲げる図書を添えて建築主事に4部申請しなければならない。

（1）浄化槽調書（第3号様式）

（2）構造図（平面図及び断面図その他必要な部分の詳細図）

（3）仕様書（容量計算書及び槽の強度計算書を含む。）

（4）処理工程図

（5）配置図

（6）対象建築物の各階平面図

（7）その他参考となる資料

3 法第6条第4項又は法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた当該確認に係る工事が完了するまでに、浄化槽に関してその計画を変更しようとする場合は、浄化槽に係る計画変更申請書（第17号様式）4部を建築主事に提出しなければならない。

（垂直積雪量）

第22条 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、別図に定める区域の区分に応じ30センチメートル以上、40センチメートル以上及び50センチメートル以上とする。

第4章 道路

（道路とみなす道）

第23条 法第42条第2項の規定により道路とみなす道として市長が指定するものは、行政庁の管理に属する幅員4メートル未満1.8メートル以上の道とする。

（道路の位置の指定申請）

第24条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置の指定（変更・廃止）申請書（第18号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、省令第9条に規定するもののほか、次に掲げる図書を添えなければならない。ただし、当該申請に係る土地の登記未済その他やむを得ないと認められる理由があるときは、第1号及び第2号に掲げる図書を省略することができる。

- (1) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の図面（以下「公図等」という。）の写し
- (2) 当該申請に係る土地の登記に関する全部事項証明書
- (3) 指定を受けようとする道路及び橋並びにこれらに付帯する擁壁又は排水施設
- (4) 申請者並びに土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の印鑑登録証明書
- (5) その他市長が必要と認めて指示した図書
（道路の指定等の変更又は廃止）

第24条の2 法第42条第1項第5号の規定による指定を受けた道路の位置を変更又は廃止しようとする者は、道路の位置の指定（変更・廃止）申請書（第18号様式）の正本及び副本に、前条第2項各号に掲げる図書のうち市長が指示するものを添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前条第1項又は前項の申請を指定又は承認した場合にあっては、その旨を公告し、かつ、道路の位置の指定（変更・廃止）通知書（第18号様式の2）に、前条第1項又は前項の申請書の副本を添えて申請者に通知するものとし、法第42条第1項第4号、同条第2項若しくは同条第4項又は法第68条の7第1項の規定による道路の指定を変更又は廃止した場合にあっては、その旨を公告するものとする。

（開発区域内等の道路の位置の指定を受けた道路の変更又は廃止）

第25条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けた道路であって、道路法（昭和27年法律第180号）第5条の規定による国道としての指定又は同法第7条の規定による県道若しくは同法第8条の規定による市道としての認定を受けたもののほか、都市計画法第29条又は第35条の2の規定による開発の許可を受けた開発区域内又は同法第65条第1項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業区域内、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業区域内に含まれたものは、法第43条の規定に抵触する敷地が生ずる場合を除き、当該事業の工事の着手をもって、前条第1項に規定する申請及び同条第2項に規定する通知がなされたものとみなす。

第5章 許可、認定等

（許可申請に添付する図書）

第26条 別表第2（い）欄に掲げる許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項又は第4項に規定する許可申請書の正本及び副本に、同表（ろ）欄に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する図書のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（認定申請に添付する図書）

第27条 別表第3（い）欄に掲げる認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書の正本及び副本に、同表（ろ）欄に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する図書のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可申請書）

第27条の2 法第86条第1項若しくは第2項の規定による認定又は同条第3項、第4項若しくは法第86条の2第2項の規定による許可を受けようとする者は、省令第10条の16第1項で定める認定申請書又は同項若しくは同条第3項で定める許可申請書に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請に係る敷地の公図等の写し及び登記に関する全部事項証明書
- (2) 省令第10条の16第1項第3号又は同条第3項第2号の規定により同意を得た者の印鑑登録証明書
- (3) 省令第10条の16第1項第3号又は同条第3項第2号の規定による同意書（第19号様式）
- (4) その他市長が必要と認めて指示した図書

2 法第86条の2第1項の規定による認定又は第3項の規定による許可を受けようとする者は、省令

第10条の16第2項で定める認定申請書又は許可申請書に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請に係る敷地の公図等の写し及び登記に関する全部事項証明書

(2) その他市長が必要と認めて指示した図書

3 法第86条の5第2項の規定による認定の取消し又は同条第3項の規定による許可の取消しを受けようとする者は、省令第10条の21第1項で定める認定取消申請書又は許可取消申請書に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請に係る敷地の公図等の写し及び登記に関する全部事項証明書

(2) その他市長が必要と認めて指示した図書

(全体計画認定の申請書に添付する図書)

第27条の3 法第86条の8第1項の規定による全体計画認定の申請書の正本及び副本には、省令の規定によるもののほか、第2条第1項各号に掲げる図書を全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成し、添えなければならない。

2 省令第10条の23第1項の規定による付近見取図は、都市計画施設の記入してある縮尺2,500分の1の図面とする。

(保存建築物の指定及び認定申請)

第28条 法第3条第1項第3号の規定による建築物の指定を受けようとする者は、保存建築物指定申請書(第20号様式)の正本及び副本を、又同項第4号の規定による建築物の認定を受けようとする者は、保存建築物認定申請書(第21号様式)の正本及び副本を、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書には、省令第1条の3第1項の表1(い)項に掲げる付近見取図、配置図及び各階平面図並びに同表(ろ)項に掲げる2面以上の立面図及び断面図を添えなければならない。

3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

4 市長は、第1項の申請を指定又は認定したときは、申請者に指定又は認定した旨を通知書(第16号様式の2)により通知するものとする。

(建築協定の許可申請書)

第28条の2 法第70条第1項又は法第76条の3第2項の規定に基づき建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書(第22号様式)の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書(法第76条の3第2項の規定に基づく認可を受けようとする場合にあっては、第5号及び第6号に掲げる図書を除く。)を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 建築協定書

(2) 建築協定を締結しようとする理由書

(3) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(4) 建築協定区域並びに建築協定と関係のある地形及び地物の概略を表示する図面

(5) 建築協定区域内における土地の所有者等の全員の住所及び氏名を記載した建築協定同意書

(6) 申請者が建築協定を締結する者の代表者であることを証する図書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示した図書

2 法第74条第1項又は法第76条第1項(法第76条の3第6項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づき建築協定の変更又は廃止の認可を受けようとする者は、建築協定変更(廃止)認可申請書(第23号様式)の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書(廃止しようとする場合にあっては、第2号及び第4号に掲げる図書を除く。)を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 変更又は廃止をしようとする建築協定に係る認可通知書及び建築協定書

(2) 変更後の建築協定書

(3) 建築協定の変更又は廃止をしようとする理由書

(4) 建築協定区域又は建築協定と関係のある地形及び地物の概略の変更を表示する図面

(5) 建築協定区域内における土地の所有者等の全員の住所及び氏名を記載した建築協定の変更に関する同意書(廃止しようとする場合にあっては、廃止に関する過半数の同意書)

(6) 申請者が建築協定の変更又は廃止をしようとする者の代表者であることを証する図書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示した図書

3 市長は、前2項の申請を認可したときは、それぞれの申請書の副本に、それぞれの添付図書を添えて申請者に認可した旨を通知する。

(建築協定の設定の特則)

第28条の3 法第76条の3第4項において準用する法第73条第1項の認可を受けた者は、認可の日から起算して3年以内に当該建築協定区域内の土地に2以上の土地の所有者等が存することとなった場合には、速やかに一人建築協定効力発生届(第24号様式)を市長に提出しなければならない。

(建築協定区域内の土地に係る借地権等が消滅した場合の届出)

第28条の4 法第74条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、借地権消滅等届(第25号様式)に、次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 借地権が消滅したことを証する書面又は土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地が、同法第86条第1項の換地計画又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第72条第1項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第91条第3項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第82条において準用する場合を含む。)の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったことを土地区画整理事業の施行者が証する図書

(2) 建築協定区域から除かれることとなった土地の区域を示す図面

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示した図書

(建築協定に加わる場合の届出)

第28条の5 法第75条の2第1項又は第2項の規定により建築協定に加わろうとする者は、建築協定加入届(第26号様式)に、次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 建築協定への加入に係る土地の区域を示す図面

(2) 法第75条の2第2項の規定による届出にあっては、建築協定への加入に係る土地の所有者等の全員の住所及び氏名並びに建築協定に加わる旨の全員の合意があったことを示す図書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示した図書

(建築面積の敷地面積に対する割合の緩和)

第29条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 同一平面における交差若しくは接続又は屈曲により120度以下の角を構成する道路の内側に接する敷地で、その道路に接する部分の長さが当該敷地の外周の3分の1以上のもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア 各道路の幅員の和が12メートル以上であるもの

イ 敷地面積が200平方メートル以下であるもの

(2) 道路境界線相互の距離が35メートル以内の二つの道路に接する敷地で、その道路に接する部分の長さの和が当該敷地の外周の3分の1以上で、かつ、一つの道路に接する部分の長さが当該敷地の外周の8分の1以上のもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア 各道路の幅員の和が12メートル以上であるもの

イ 敷地面積が200平方メートル以下であるもの

2 敷地が、公園、広場、水面その他これらに類するもの(以下「公園等」という。)に接する場合又は敷地が接する道路の反対側に公園等がある場合には、当該公園等を道路とみなして前項の規定を適用する。

(建築物の後退距離の算定の特例)

第30条 政令第130条の12第5号の規定により市長が定める建築物の部分は、法第44条第1項第4号の規定による許可を受けた渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供するものとする。

第6章 地区計画

(予定道路の指定)

第31条 法第68条の7第1項の規定による予定道路の指定を受けようとする者は、予定道路の指定申請書(第27号様式)の正本及び副本に、次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該申請に係る土地の登記未済その他やむを得ないと認められる理由があるときは、

第2号及び第3号に掲げる図書を省略することができる。

- (1) 省令第1条の3第1項の表1の(イ)項に規定する付近見取図
- (2) 公図等の写し
- (3) 当該予定道路の敷地及び当該予定道路の指定により制限を受けることとなる土地の登記に関する全部事項証明書及び権利関係一覧表(第28号様式)
- (4) 政令第136条の2の7に規定する利害関係者の同意書(第29号様式)及び同意した者の印鑑登録証明書
- (5) 指定を受けようとする道路及び橋並びにこれらに付帯する擁壁又は排水施設等の平面図、縦断図、横断図及び標準断面図
- (6) 地区計画又は再開発地区計画の内容を明示した図書
- (7) その他市長が必要と認めて指示した図書

第7章 閲覧等

(書類の閲覧)

第32条 法第93条の2(法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、省令第11条の4第1項に規定する書類(以下「概要書等」という。)を閲覧しようとする者は、概要書等閲覧請求書(第30号様式)に必要な事項を記入して、市長に提出しなければならない。

2 閲覧しようとする者は、市長に対し、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証等(本人の写真が貼付されたものに限る。)を提示し、閲覧者が本人であることを特定するために必要な氏名その他事項を明らかにしなければならない。

3 市長は、概要書等を閲覧し、又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 前項の規定に違反したとき。
- (2) 概要書等を閲覧所以外に持ち出すおそれがあるとき。
- (3) 概要書等を汚損し、若しくは加筆し、又はそれらのおそれがあるとき。
- (4) 概要書等の閲覧に際して、他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 法93条の2の規定の趣旨を逸脱して明らかに営業目的等のために閲覧しようとするとき。
- (6) 建築物、建築設備又は工作物を特定しないとき。
- (7) 職員の指示に従わないとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

4 前項第6号の規定は、次の各号に掲げる閲覧については適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体等がその所掌事務の範囲内で行う閲覧
- (2) 放送機関、新聞社、通信社等の報道機関が報道の用に供する目的で行う閲覧
- (3) 大学その他の学術研究を目的とする機関が学術研究の用に供する目的で行う閲覧
- (4) 前3号に掲げる機関等以外の機関等が統計的手法を用いて行う調査のうちこれらに準じるものに供する目的で行う閲覧

5 前項第2号から第4号までに定める目的で概要書等を閲覧しようとする者は、あらかじめ概要書等閲覧請求書兼誓約書(第31号様式)を市長に提出しなければならない。

(書類の写し等の交付)

第33条 市長は、概要書等の写し(当該書類が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)で保存されている場合にあっては、これを紙に出力したもの。以下「写し等」という。)を交付することができる。

2 前条第1項及び第2項の規定は、概要書等の写し等の交付を受けようとする者について準用する。

3 市長は、概要書等の写し等の交付を受け、又は交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、概要書等の写し等の交付を拒むことができる。

- (1) 建築物、建築設備又は工作物を特定しないとき。
- (2) 職員の指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が概要書等の写し等を交付することが不相当であると認めるとき。

4 概要書等の写し等の交付を受ける者は、当該交付を受ける前に当該交付に要する費用を負担しなければならない。

5 前項の規定は、国又は地方公共団体等がその所掌事務の範囲内で交付を受ける場合については、適用しない。

第8章 補則

(補則)

第34条 この規則に定めるもののほか、意見の聴取、その他法、政令、省令及び県条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則 (平成12年2月24日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日規則第15号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月1日規則第39号)

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月25日規則第74号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年3月21日規則第5号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月2日規則第9号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月1日規則第3号)

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月6日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日規則第71号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月9日規則第16号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月14日規則第49号)

この規則は、平成19年6月20日から施行する。

附 則 (平成20年5月7日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年12月26日規則第80号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日規則第12号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月16日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の鈴鹿市建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成24年9月28日規則第61号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月20日規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第15条, 第18条関係)

	(い)	(ろ)	報告時期
--	-----	-----	------

	用途	(い) 欄の用途に供する部分の規模又は階	(は) 建築物定期調査	(に) 建築設備定期検査
(1)	劇場, 映画館又は演芸場	ア 客席の床面積の合計が200㎡以上のもの イ 用途に供する部分が地階又は3階以上の階にあるもの ウ 用途に供する部分が避難階にないもの	平成8年を始期とし毎年5月1日から10月31日まで	毎年5月1日から10月31日まで
(2)	観覧場(屋外観覧場を除く。), 公会堂又は集会場	ア 客席の床面積の合計が200㎡以上のもの イ 用途に供する部分の床面積が100㎡を超える階が地階又は3階以上の階にあるもの		
(3)	旅館又はホテル	ア 用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの イ 用途に供する部分の床面積が100㎡を超える階が地階又は3階以上の階にあるもの ウ 用途に供する部分が2階以上の階にあるもので, その用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの		
(4)	百貨店, マーケット, 物品販売業を営む店舗, 展示場, キャバレー, カフェー, ナイトクラブ, ダンスホール, 遊技場, 公衆浴場(法別表第2(い)欄第7号に規定する個室付浴場業に係るものに限る。), 待合, 料理店又は飲食店	ア 用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの イ 用途に供する部分の床面積が100㎡を超える階が地階又は3階以上の階にあるもの ウ 用途に供する部分が2階の階にあるもので, その用途に供する部分の床面積が500㎡以上のもの		
(5)	病院, 診療所(患者の収容施設があるものに限る。), 政令第19条第1項に規定する児童福祉施設等	ア 用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの イ 用途に供する部分の床面積が100㎡を超える階が地階又は3階以上の階にあるもの ウ 用途に供する部分が2階の階にあるもので, その用途に供する部分の床面積が300㎡以上のもの	平成8年を始期とし2年ごとの5月1日から10月31日まで	
(6)	博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, スキー場, スケート場, 水泳場又はその他スポーツの練習場	ア 用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの イ 用途に供する部分の床面積が100㎡を超える階が地階又は3階以上の階にあるもの	平成8年を始期とし3年ごとの5月1日から10月31日まで	
(7)	下宿, 共同住宅又は寄宿舎	用途に供する部分が6階以上の階にあるもの		
(8)	事務所その他これに類するもの	5階以上の建築物で, 用途に供す		

		る部分が地階又は3階以上の階にあり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	
--	--	-----------------------------------------------------	--

備考 (い) 欄に掲げる2以上の用途に供する建築物で、それぞれの用途に供する部分が(ろ)欄に該当するものの建築物の定期調査の報告時期については、それぞれの用途に係る報告時期のうち、報告周期の短いものを適用する。

別表第2 (第26条関係)

(い) 許可の区分	(ろ) 添付する図書
法第43条第1項ただし書、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。)、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第5項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項又は法第68条の7第5項の規定による許可	省令第1条の3第1項の表1の(い)項に規定する付近見取図、配置図及び各階平面図並びに同項(ろ)項に規定する2面以上の立面図及び断面図
法第48条第1項から第12項までのただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可	(1) 省令第1条の3第1項の表1の(い)項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び同表(ろ)項に規定する2面以上の立面図 (2) 第2条第1項第3号に規定する図書 (3) 申請に係る建築物の敷地境界線から100m以内(建築物の用途又は規模等により、30mを下らない範囲で縮小することができる。)にある土地及び建築物の所有権、地上権、永小作権又は賃借権を有する者の住所及び氏名を記載した書類
法第53条第4項の規定による許可	省令第1条の3第1項の表1の(い)項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び同項(ろ)項に規定する2面以上の立面図及び断面図並びに壁面線の指定又は壁面の位置の制限の内容を示す図書
法第55条第3項各号、法第56条の2第1項ただし書又は法第59条の2第1項の規定による許可	省令第1条の3第1項の表1の(い)項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び同表(ろ)項に規定する2面以上の立面図並びに同項の表2の(30)項に規定する日影図
法第85条第3項又は第5項の規定による許可	省令第1条の3第1項の表1の(い)項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図及び同表(ろ)項に規定する2面以上の立面図

別表第3 (第27条関係)

(い) 認定の区分	(ろ) 添付する図書
法第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57	省令第1条の3第1項の表1の(い)項に規定す

条第1項、法第68条の3第3項、法第68条の5の5第2項又は法第86条の6第2項の規定による認定	る付近見取図、配置図、各階平面図、同表(ろ)項に規定する2面以上の立面図及び断面図並びに同項の表2の(30)項に規定する日影図
法第68条の3第1項、第2項若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2第1項、法第68条の5の5第1項、法第68条の5の6又は政令第131条の2第2項又は第3項の規定による認定	省令第1条の3第1項の表1の(い)項に規定する付近見取図、配置図及び各階平面図並びに同表(ろ)項に規定する2面以上の立面図及び断面図

別図(第22条関係)

第1号様式(第2条関係)

第2号様式(第2条関係)

第3号様式(第2条関係)

第3号様式の2(第21条関係)

第4号様式(第5条関係)

第5号様式(第6条関係)

第6号様式(第7条関係)

第7号様式(第7条関係)

第8号様式(第8条関係)

第8号様式の2(第8条の2関係)

第9号様式(第9条関係)

第10号様式(第12条関係)

第11号様式から第14号様式まで 削除

第15号様式(第19条関係)

第16号様式(第20条関係)

第16号様式の2(第20条、第28条関係)

第17号様式(第21条関係)

第18号様式(第24条、第24条の2関係)

第18号様式の2(第24条の2関係)

第19号様式(第27条の2関係)

第20号様式(第28条関係)

第21号様式(第28条関係)

第22号様式(第28条の2関係)

第23号様式(第28条の2関係)

第24号様式(第28条の3関係)

第25号様式(第28条の4関係)

第26号様式(第28条の5関係)

- 第27号様式 (第31条関係)
- 第28号様式 (第31条関係)
- 第29号様式 (第31条関係)
- 第30号様式 (第32条, 第33条関係)
- 第31号様式 (第32条関係)